独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社アインホールディングス	コード	9627
提出日	2023/11/28	異動（予定）日	
独立役員届出書の提出理由	当社における独立性判断基準及び軽微基準を策定したため		
☑	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）		

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	遠藤典子	社外取締役	○										△					有
2	伊藤順朗	社外取締役	○													○		有
3	山添茂	社外取締役	○													○		有
4	栗山英樹	社外取締役	○													○		有
5	居林彬	社外監査役	○							△								有
6	村松修	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏は、2018年5月まで、当社と顧問契約を締結しておりましたが、その顧問料は年額1,000万円以下と僅少なものであることから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	同氏は、経済誌編集者として小売・流通業を含めた多数の分野を担当し、その取材活動を通して多くの知見を有しております。また、エネルギー政策に関する公共政策研究を行う等、エネルギー・環境問題に造詣があり、幅広い知識を有しております。加えて、他の上場企業における社外取締役としての経験から、通信、鉄道、百貨店事業等の企業経営に関する深い知見を有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化とその豊富な知識・経験を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、選任いたしました。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	当社が定める「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」（下記「4．補足説明」参照）に基づき、記載を省略しています。	同氏は、大手小売業の代表取締役として、経営者としての豊富な知見を有するとともに、同社の最高サステナビリティ責任者として、バリューチェーン全体でのサステナビリティを推進する等、ESG（環境・社会・ガバナンス）及びサステナビリティに関する深い知見を有しております。また、リスクマネジメント、会計・ファイナンス、ソーシャルマーケティング等についても幅広い知見を有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化とその豊富な知識・経験を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、選任いたしました。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	当社が定める「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」（下記「4．補足説明」参照）に基づき、記載を省略しています。	同氏は、大手商社の取締役としての経験から、経営者としての豊富な知見を有しております。また、同社の電力・プラントグループCEOとして培った卓越した専門知識を有するとともに、海外事業の経営に関する造詣も深く、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化とその豊富な知識・経験を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、選任いたしました。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当なし	同氏は、プロ野球球団及び野球日本代表の監督並びに大学の経営学部で教授を務める等、組織におけるガバナンスや人材育成に関する幅広い知見を有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化とその豊富な知識・経験を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、選任いたしました。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	同氏は、2009年6月まで、当社の主要取引銀行である株式会社北海道銀行の監査役でありましたが、同行退行からすでに10年超が経過していることから、当社に対し充分な独立性を有していると判断しております。	同氏は、金融機関の取締役及び監査役としての経験から、財務・金融に関する専門的知見を豊富に有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化とその豊富な知識・経験を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、選任いたしました。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
6	当社が定める「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」（下記「4．補足説明」参照）に基づき、記載を省略しています。	同氏は、大手証券の取締役としての経験から、財務・金融に関する専門的知見を豊富に有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化とその豊富な知識・経験を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、選任いたしました。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

4．補足説明

（社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準）
当社の社外取締役または社外監査役（以下、社外役員）が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、
当該社外役員は当社に対し充分な独立性を有していると判断する。
1．現在または過去10年間において、当社または当社の連結子会社（以下、当社グループ）の業務執行者でないこと。
2．現在または過去5年間において、以下（1）～（9）のいずれにも該当しないこと。
(1) 当社の総議決権の10%以上の株式を直接もしくは間接的に有する者またはその業務執行者
(2) 当社グループが総議決権の10%以上の株式を直接もしくは間接的に有する者またはその業務執行者
(3) 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループへの売上高がその者の年間連結売上高の2%以上である者をいう）またはその業務執行者
(4) 当社グループの主要な取引先（その者への売上高が当社グループの年間連結売上高の2%以上である者をいう）またはその業務執行者
(5) 当社グループから役員報酬以外に、その者の年間連結売上高（年間連結売上収益）の2%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
(6) 当社グループから、当該団体の年間総費用の30%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
(7) 当社グループの主要な借入先（当社グループの連結資産合計の2%以上の額を当社に融資している者）またはその業務執行者
(8) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
(9) 当社の業務執行者が他の会社の社外役員である場合の当該他の会社の業務執行者
3．当社グループの業務執行者及び上記2．に掲げる者が重要な者（社外取締役を除く取締役、社外監査役を除く監査役、執行役員及び部長級以上の使用人をいう）である場合、その配偶者または二親等内の親族でないこと。

（株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準）
当社の社外取締役または社外監査役（以下、社外役員）が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当該社外役員の属性情報は株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する。
1．直近事業年度において、当社グループとの取引額が双方ともに年間連結売上高の1%未満である取引先またはその業務執行者
2．直近事業年度において、当社グループからの寄付または助成が1,000万円以下である者またはその業務執行者

なお、軽微基準の範囲内である取引及び寄付・助成については該当状況の記載を省略しております。

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。